

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

2025年4月23日
東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号
株式会社コックス
代表取締役社長 三宅 英木

2025年4月23日開催の当社取締役会において、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議いたしましたので、会社法第240条第2項および第3項の規定に基づき、公告いたします。

<記>

1. 新株予約権の名称
株式会社コックス第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の総数
400個とする。
3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式は40,000株とする。
4. 新株予約権の発行価額
割当日における会計上の公正価値により発行する。
5. 新株予約権の払込金額
新株予約権は、割当日における会計上の公正価値により発行する。但し、新株予約権が取締役の報酬等として付与されることに鑑み、新株予約権の発行に際しての払込を要しない。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、1円とする。
7. 新株予約権を行使できる期間
2025年6月12日から2040年6月11日までとする。
8. その他新株予約権の行使の条件
 - （1）新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
 - （2）新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
9. 新株予約権の消滅事由及び取得事由
 - （1）新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - （2）新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
 - ①法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
 - ②禁固以上の刑に処せられた場合
 - ③当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合
 - ④11. に定める権利承継者が死亡した場合
 - ⑤新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
10. 新株予約権の譲渡禁止
新株予約権者および(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
11. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。

なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

14. 新株予約権の対象者およびその人数

2024年5月24日開催の株主総会で選任された取締役で対象者の条件に該当する者に割り当てる。

15. 新株予約権の割当日

2025年5月12日とする。

以 上